

○南砺市児童館条例

平成26年9月19日 条例第43号

最終改正 令和5年3月20日条例第2号

(設置)

第1条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及びその情操を豊かにするため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、南砺市児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南砺市城端児童館「さくらっこ」	南砺市城端1582番地1
南砺市井波児童館「きぼりっこ」	南砺市山見1365番地
南砺市福野児童センター「アルカス」	南砺市二日町435番地1
南砺市福光児童館「きっずらんど」	南砺市福光1269番地1

(指定管理者による管理)

第3条 児童館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健全な遊びを通して児童の集団的及び個別的指導を行うこと。
- (2) 児童クラブ、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図ること。
- (3) 児童の遊びを通して、体力増進のための指導を行うこと。
- (4) 児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 第9条に規定する使用料の徴収に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が児童館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算

して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(開館時間)

第6条 児童館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

児童館	開館時間
南砺市城端児童館「さくらっこ」 南砺市井波児童館「きぼりっこ」 南砺市福野児童センター「アルカス」	月曜日から金曜日まで 午後1時から午後6時まで 土曜日並びに夏季、冬季及び学年末休業日 午前9時から午後6時まで
南砺市福光児童館「きっずらんど」	午前9時から午後6時まで

2 指定管理者は、市長が必要と認めるときは、前項に規定する開館時間を臨時に変更しなければならない。

(休館日)

第7条 児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は開館しなければならない。

(利用又は使用できる者)

第8条 児童館を利用できる者は、未就学児童、小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）、中学生（義務教育学校の後期課程の生徒を含む。）、高校生及びその保護者並びに児童の健全育成を目的として組織された団体とする。

2 児童館の運営に支障のない限りにおいて、前項に規定する者以外の者であっても、児童館の施設を使用することができる。

(使用料)

第9条 児童館の利用は、無料とする。ただし、前条第2項の規定による児童館の施

設の使用にあつては、使用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

(利用又は使用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の利用又は使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 児童館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 児童館の施設の設置目的に反し、管理運営上不適当であると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童館の管理上特に支障があると認めるとき。

(特別の設備等の承認)

第11条 児童館の利用者又は使用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み利用又は使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第12条 児童館の利用者又は使用者は、児童館の展示物、器物、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(運営委員会)

第13条 児童館の適正な運営を図るため、南砺市児童館運営委員会を置き、その庶務は、総合政策部こども課において処理する。

(市長による管理)

第14条 第3条に規定する指定管理者による管理を行わないときは、市長が児童館の管理を行う。この場合において、この条例中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月18日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第19号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月15日条例第34号）抄

改正 平成29年12月18日条例第45号

平成30年3月20日条例第7号

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）略

（2）第1条、第2条、第4条、第6条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条から第17条まで、第20条、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第31条から第33条まで、第36条から第40条まで、第42条、第44条、第45条、第47条から第51条まで、第55条及び第57条から第59条までの規定 平成30年4月1日

附 則（平成29年3月24日条例第15号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月20日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用等に係る利用料金等について適用し、同日前の利用等に係る利用料金等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月16日条例第38号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

児童館	施設名	面積 (m ²)	基本使用料 (1時間当たり、円)
南砺市城端児童館「さくらっこ」	遊戯室及び集会室	149	810
	創作活動室	42	230
	中・高生室	32	170
南砺市井波児童館「きぼりっこ」	遊戯室及び集会室	198	1,080
	創作活動室	43	230
	中・高生室	29	150
南砺市福野児童センター「アルカス」	遊戯室	171	940
	集会室	71	390
	制作室	74	400
南砺市福光児童館「きつずらんど」	軽体育室	180	990
	調理実習室	64	350
	工作室	44	240
	パソコン室	24	130
	中・高生室	36	190

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 2 備付けの調理器具を使用した場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 3 前2項で加算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 使用時間の短縮を理由として、使用料は減額しない。
- 5 この表に定めるもののほか、市長は、別に定めるところにより、備付物件以外の電気器具その他機械器具の使用に係る実費相当額を徴収することができ

る。

○南砺市児童館条例施行規則

平成16年11月1日規則第60号
最終改正 令和3年3月23日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、南砺市児童館条例（平成26年南砺市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用又は使用の手続)

第2条 南砺市児童館（以下「児童館」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ児童館利用申込書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

2 条例第8条第2項の規定により児童館を使用しようとする者は、児童館使用申込書（様式第2号）を指定管理者に提出し、その許可を得なければならない。

(設備機材、器具等の貸出し及び持出し)

第3条 児童館の設備、器具等については、これらを貸し出し、又は持ち出してはならない。ただし、指定管理者が認める者については、この限りでない。

(運営委員会)

第4条 条例第12条に規定する南砺市児童館運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 民生児童委員

(4) 社会福祉協議会の役員

(5) 児童クラブ、母親クラブ等児童育成組織指導者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

(市長による管理)

第7条 第2条及び第3条の規定は、条例第14条の規定により、市長が行う児童館の管理について準用する。この場合において、この規則中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、児童館の施設の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の城端町児童館設置条例施行規則（昭和48年城端町規則第7号）、利賀村立児童館規則（昭和53年利賀村規則第2号）、福野町児童センター「アルカス」管理規則（平成8年福野町規則第4号）又は福光町児童館規則（昭和42年福光町規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年3月30日規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第11号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月5日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第14号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日規則第37号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第12号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規則第9号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

省略（様式第1、第2）